

## 相模原市空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市内の空家等の情報を市内外に発信することにより流通を促進し、空家等の増加抑制及び利活用を図るため、相模原市空き家バンクの実施について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 管理不全空家等 空家法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (3) 特定空家等 空家法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 空き家バンク 空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申請を受けて登録した情報を必要と認める範囲で公開し、空家等の利活用を希望する者に対し、情報を提供する制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

### (対象空家)

第4条 空き家バンクへの登録対象とする空家等(以下「対象空家」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 居住の用に供することを目的として建築された建物であって、人の居住の用に供したことがあり、かつ現に人が居住せず、又は使用していない空家等であること。
- (3) 適切に管理されており、管理不全空家等又は特定空家等に相当する空家等でないこと。
- (4) 対象空家及びその敷地の所有権が登記済みであり、相続登記が完了していて所有者等と登記名義人が同一であること。

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に違反していないこと。

(6) 対象空家に係る固定資産税及び都市計画税の滞納がないこと。

(7) その他市長が不相当と認める事由がないこと。

（申請対象者）

第5条 空き家バンクへの登録を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象空家の所有者等

(2) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者

（登録申請）

第6条 空き家バンクに対象空家の情報を登録しようとする所有者等(以下「登録申請者」という。)は、空き家バンク登録申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンク登録カード(第2号様式)

(2) 6か月以内に発行された建物登記事項証明書（登記簿謄本）又は最新年度の家屋課税台帳記載事項証明書（評価証明書）

(3) 6か月以内に発行された土地登記事項証明書（登記簿謄本）又は最新年度の土地課税台帳記載事項証明書（評価証明書）

(4) 空き家バンク登録承認書(第3号様式)又は空き家バンクへの登録について所有者間で承認されていることが確認できるもの（区分所有、共有の建築物又は建物と土地の所有者が異なる場合に限る）

(5) 暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書（第4号様式）

(6) 登録申請者であることを証する書類の写し

(7) 前年度の固定資産税・都市計画税納税証明書（非課税のため納税証明書が発行できない場合は、非課税証明書又は未納の税額がない証明書）

(8) その他市長が必要と認めるもの

（登録費用）

第7条 空き家バンクへの登録に係る申請者の負担額は無料とする。

（登録及び公開）

第8条 市長は、第6条の規定による登録の申請があった場合において、その内容

を確認の上、適当であると認めたときは、当該登録申請者及び空家等に関する事項を空き家バンクに登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(第5号様式)により登録申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により登録した対象空家(以下「登録空家」という。)の情報を空き家バンクで公開するほか、適切な方法で公開するものとする。
- 4 市長は、登録空家の情報を管理するため、空き家バンク登録台帳を作成するものとする。

(登録事項の変更又は取消の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 登録者は契約が成立したとき又は登録空家の登録を取り消そうとするときは、速やかに空き家バンク登録取消届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録空家の登録を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書(第8号様式)により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 前条第2項の規定による空き家バンク登録取消届の提出があったとき。
- (2) 登録空家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 登録空家の売買、賃貸借の契約が成立したとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。
- (5) 登録事項に虚偽があったとき。
- (6) 暴力団員であるとき。
- (7) その他市長が適当でないと認めたとき。

(登録空家の利用申請)

第11条 登録空家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、登録空家利用希望申請書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第4号様式)
- (2) 利用希望者であることを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、空き家バンク利用希望通知書(第10号様式)により当該登録空家に係る登録者に対しその旨を通知し、登録空家通知書(第11号様式)により利用希望者に登録者の情報を通知する。

3 前項の規定にかかわらず、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録者の紹介は行わず、登録空家利用不決定通知書(第12号様式)により当該利用希望者に通知するものとする。

(1) 暴力団員であるとき。

(2) 自己利用以外の目的(登録空家の売買又は賃貸借の契約成立後の他者への賃貸や再販など)であるとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が紹介することを適当でないと認めた者であるとき。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 市長は、登録者と利用希望者との登録空家に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に存する改正前の規定により定められた様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月16日から施行する。